

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和8年3月19日に変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ （小型魚）	京都府定置漁業	70.3t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.0t
	留保	0.0t
くろまぐろ （大型魚）	京都府定置漁業	53.1t
	京都府漁船漁業等（日本海）	3.5t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	4.8t
	留保	0.2t